

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年12月24日提出
【計算期間】	第16特定期間(自 平成27年3月28日至 平成27年9月28日)
【ファンド名】	アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）
【発行者名】	ベアリング投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 和田 浩己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	青木 賢次
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【電話番号】	03-3501-6027
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、アジア製造業マザーファンド受益証券への投資を通じて、アジア諸国・地域（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用を行うことを基本とします。

ファンドの信託金の限度額

5,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合 ()

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株 式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
-----	--

属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり ()
中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式(一般))) 資産複合 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング		なし

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券（株式（一般）））	目論見書または信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのもの）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
年4回	目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および

属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ
(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの特色

ファンドの特色及び関連情報は以下の通りです。

- 1 主として、アジア製造業マザーファンド受益証券への投資を通じて、
アジア諸国・地域(日本を除く)の製造業に関連した銘柄に投資します。

主な投資対象業種の一例

-  半導体・半導体製造装置
-  テクノロジー・ハードウェア及び機器
-  素材
-  資本財
-  自動車・自動車部品
-  耐久消費財

主な投資対象国・地域の一例



- これらは、主な投資対象業種、および主な投資対象国・地域の一例であり、常にこれら全てに投資するわけではありません。また、これら以外にも投資する場合があります。
- 投資対象業種、および投資対象国・地域は、運用状況により変動します。

- 2 個別銘柄の選定にあたっては、
成長性から見て株価が割安な銘柄に着目します。

- 3 実質組入外貨建資産については、
原則として為替ヘッジを行いません。

年4回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

- 4 ※決算日：毎年3月、6月、9月、12月の各27日
(休業日の場合は翌営業日)
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

- 5 マザーファンドの運用にあたっては、
ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)・リミテッド(香港法人)に
運用指図に関する権限を委託します。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

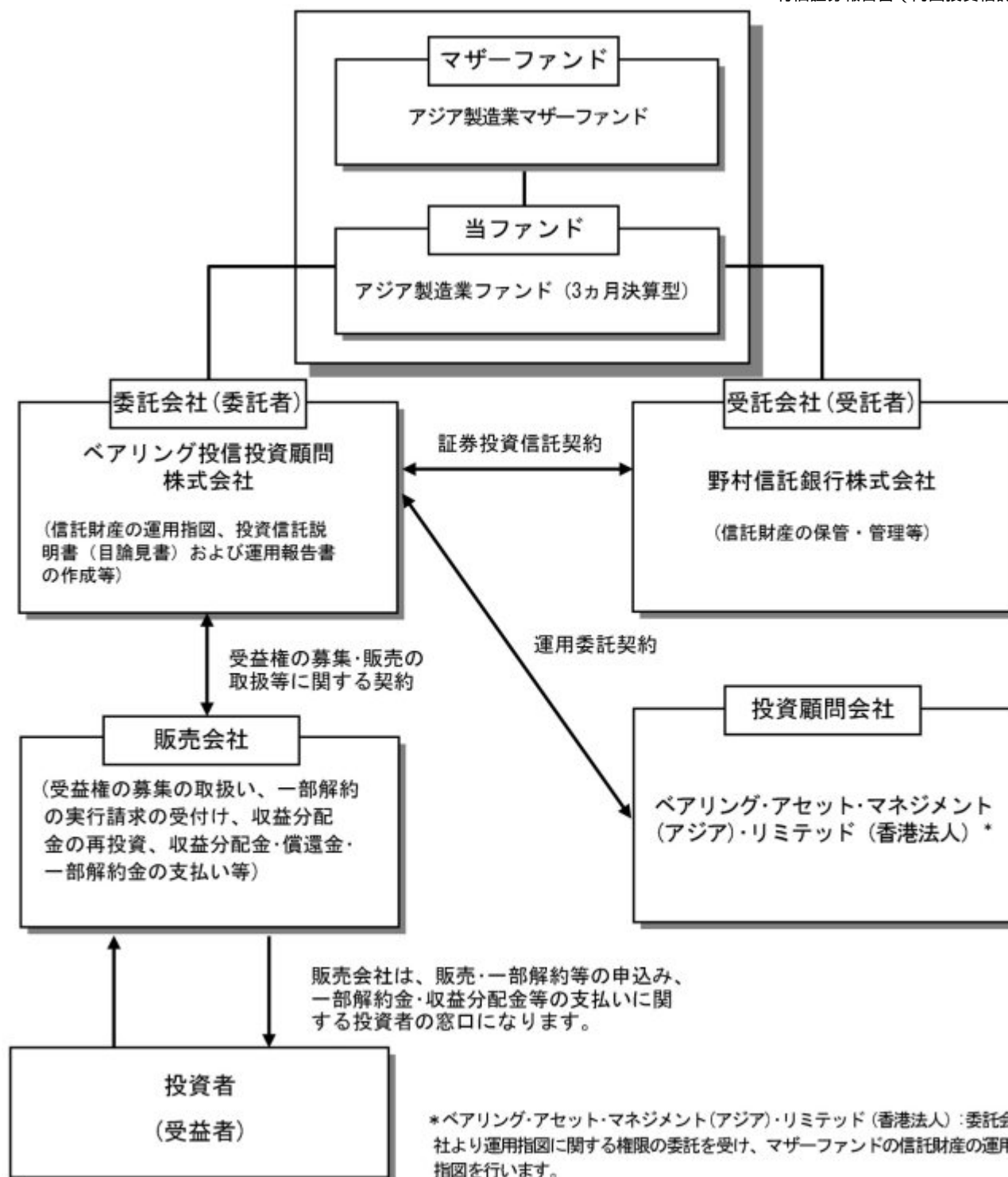
ベアリングについて About Barings	
<p>日本における拠点: ベアリング投信投資顧問株式会社 1982年に東京に事務所を開設して以来、1996年には国内で投資信託の運用を開始するなど、長期にわたり幅広いお客様へ資産運用サービスを提供しています。</p>	
<p>■ 250年を超える豊かな経験</p> <p>ベアリング・アセット・マネジメントの歴史は、その前身である貿易商社ベアリング・ブラザーズ・アンド・カンパニーがロンドンのシティーで設立された1762年まで遡ることができます。</p>	<p>■ 伝統と競争力</p> <p>創業以来、豊富な投資経験とノウハウに裏打ちされるプロフェッショナル集団として、最高品質の投資商品と優れた金融サービスを提供し、お客様の目標を実現することに専念してきました。ベアリング・アセット・マネジメントは、世界の資産運用会社の中でも伝統があり競争力のある存在として認知されています。</p>
<p>■ 日本との関係</p> <p>日本との関係についてもその始まりは古く、1870年代に始まった日英間の貿易取引が最初の関わりになります。</p>	<p>日露戦争後の1907年に、ベアリングは、ロシア政府が日本政府に対して行った約500万ポンドの戦争補償金の支払いを取りまとめました。写真は、その際に振り出された小切手です。 (ベアリング古文書資料館所蔵)</p>
<p>*ベアリング・アセット・マネジメントは、ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)・リミテッド(香港法人)及びベアリング投信投資顧問株式会社が属するベアリング・アセット・マネジメント・グループを指します。</p>	

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年9月3日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

1. 受託会社と締結している契約

証券投資信託契約が締結されており、証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

2. 販売会社と締結している契約

投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

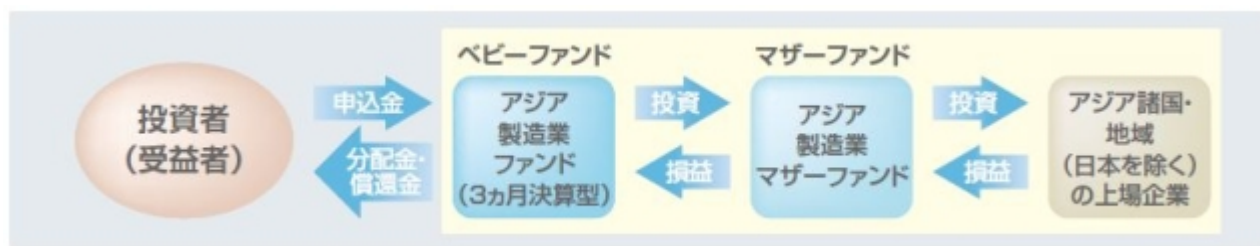
3. 投資顧問会社と締結している契約

運用指図に関する権限の一部を委託する契約が締結されており、運用指図の権限委託およびその内容、投資顧問報酬等が定められています。

<ファミリーファンド方式の仕組み>

ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、ご投資者（受益者）の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社等の概況

1．資本金の額

平成27年9月末日現在 資本金 2億5,000万円

2．委託会社の沿革

昭和57年1月 ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント社東京駐在員事務所開設

昭和61年1月 日本法人ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

昭和62年6月 投資一任契約業認可取得

平成7年1月 ベアリング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号を変更

平成7年9月 ベアリング投信株式会社に商号を変更

平成7年11月 投資信託委託業認可取得

平成11年4月 ベアリング投信投資顧問株式会社に商号を変更

平成19年9月 投資助言・代理業、投資運用業登録

平成21年6月 第二種金融商品取引業登録

3．大株主の状況

（平成27年9月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）ホールディングズ・リミテッド	19th Floor, Edinburgh Tower, 15 Queen's Road Central, Hong Kong	5,000株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、アジア製造業マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）への投

資を通じて、信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用を行います。

運用方法

1. 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2. 投資態度

- 1) 主としてマザーファンド受益証券に投資を行い、アジア諸国・地域(日本を除く)の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。
- 2) また、当該マーケットへの直接投資に代えて、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ等の海外で上場されている投資対象地域内の企業のDR(預託証券)、カントリーファンド等に投資する事もあります。
- 3) アジア製造業マザーファンド受益証券の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。
- 4) マザーファンドの運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。
ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)・リミテッド
19th Floor Edinburgh Tower, 15 Queen's Road Central, Hong Kong
- 5) 為替変動リスクに関しては、原則として外貨建資産について円に対する為替ヘッジは行いません。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22および第24条に定めるものに限りません。)
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー

7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
12. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、1.の証券または証書および8.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および8.の証券または証書のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、15.の証券および16.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下この において同じ。）により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記 1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

当ファンドが主として投資するマザーファンドの運用にあたっては、運用指図に関する権限を、ベアリング・アセット・マネジメント・グループの香港拠点であるベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（香港法人）に委託します。

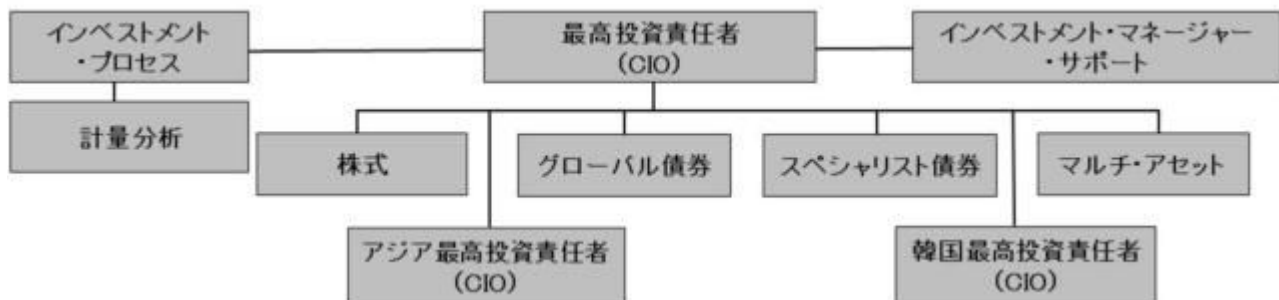
委託会社はベアリング・アセット・マネジメント・グループ全体で運用を行うグローバルな運用体制を敷いています。ベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京等の世界の主要拠点に資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア株式、エマージング株式、債券・通貨等の運用プロフェッショナルを擁しており、グローバルな運用体制を敷いています。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法

令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に関催される運用考査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

<ベアリング・アセット・マネジメント・グループの運用組織>



各運用チームのメンバーは産業ごとに分かれたグローバル・セクター・チームを結成しており、各産業の動向をグローバルに調査・分析しています。

- ・香港を拠点とするアジア市場の専門家によるチーム運用
ファンド・マネジャーおよびアナリストが、専門とする国や地域ごとに銘柄の調査と分析を担当します。マザーファンドに組入れる銘柄は、チームの討議と検証を経て行われます。
- ・ベアリング・アセット・マネジメント・グループのグローバルな運用体制
製造業に属するアジアの企業は輸出型が多く、海外市場での売上動向や競合相手の分析が不可欠です。香港およびその他拠点の調査・運用力を結集したグローバル・セクター・チームは、グローバルな視点から同業種内の企業の比較・分析を横断的に実施しています。



平成27年9月末日現在

運用体制等は平成27年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配は、原則として年４回の毎決算時（３月、６月、９月、１２月の各２７日。ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づき行います。

- １．分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ２．分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等、を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- ３．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- １．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ３．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いを開始します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

投資する株式等の範囲（約款第19条第1項）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場（上場または登録予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずるものとして米国店頭市場（NASDAQ）において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

投資する公社債の範囲（約款第23条）

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘

柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

株式への投資制限(約款「運用の基本方針」)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(約款「運用の基本方針」および第16条第5項)

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等への投資制限(約款「運用の基本方針」および第20条)

1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款「運用の基本方針」および第25条第1項)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資制限(約款「運用の基本方針」および第16条第4項)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資制限(約款「運用の基本方針」)

外貨建資産の実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第28条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前項の信用取引の指図は、次の1)から6)に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1)から6)に掲げる株券数の合計数を超えない

ものとしします。

- 1) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2) 株式分割により取得する株券
- 3) 有償増資により取得する株券
- 4) 売り出しにより取得する株券
- 5) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。））により取得可能な株券
- 6) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の1)および2)の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとしします。
 - 1) 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - 2) 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の1)および2)の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1) 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - 2) 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の1)および2)の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとしします。

- 1) 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2) 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本2)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本のうち信託財産に属するとみなした額との総額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1)および2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前1項の1)および2)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ（約款第35条）

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2．前1項の資金借入額は、次の1）、2）および3）に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1）一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2）一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3）借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 3．前2項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- 4．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの集中回避（約款「運用の基本方針」）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第20条の2）

委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超える投資の指図をしません。

< 法令で定める投資制限 >

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

同一の法人の発行する株式の所得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

< ご参考 >

「親投資信託 アジア製造業マザーファンド」の運用の基本方針

1．基本方針

この投資信託は、アジア諸国（日本を除く）の株式への投資により信託財産の成長をはかる事を目標として、積極的な運用を行います。

2．運用方法

(1) 投資対象

アジア諸国（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。

また、当該マーケットへの直接投資に代えて、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ等の海外で上場されている投資対象地域内の企業のDR（預託証券）、カンントリーファンド

等に投資する事もあります。

(2) 投資態度

アジア諸国（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。

銘柄選択にあたっては、ボトムアップアプローチを基本とし、運用者が取捨選択を行い、割安でかつ成長性のある銘柄に投資します。株式の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

為替変動リスクに関しては、原則として外貨建て資産について円に対する為替ヘッジは行いません。

3. 投資制限

- ・ 株式への投資割合には制限を設けません。
- ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において純資産総額の20%以下とします。
- ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
- ・ 投資信託証券（金融商品取引所上場の投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
- ・ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じてアジア諸国・地域（日本を除く）の上場株式など価格の変動する有価証券等に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、投資者の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

株式の価格変動リスク

当ファンドは株式等に投資しますので、当ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は発行企業の業績、所属国・地域および世界の政治・経済情勢、市場の需給を反映して変動します。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。このような場合には損失を被るリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼします。

信用リスク

当ファンドが投資する株式の発行会社が業績悪化、経営不振、倒産等に陥った場合には、その影響を受けて当ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

カントリー・リスク

当ファンドはアジア諸国・地域（日本を除く）の株式市場に投資を行うため以下のようなリスクが想定されます。

- ・当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・投資先がエマージング・マーケット（新興国市場）の場合、一般に先進国と比べて市場規模が小さいこと、また特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの高い変動、外国への送金規制等）が想定されます。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

ファミリーファンド方式にかかるリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、ならびにすでに受け付けた取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

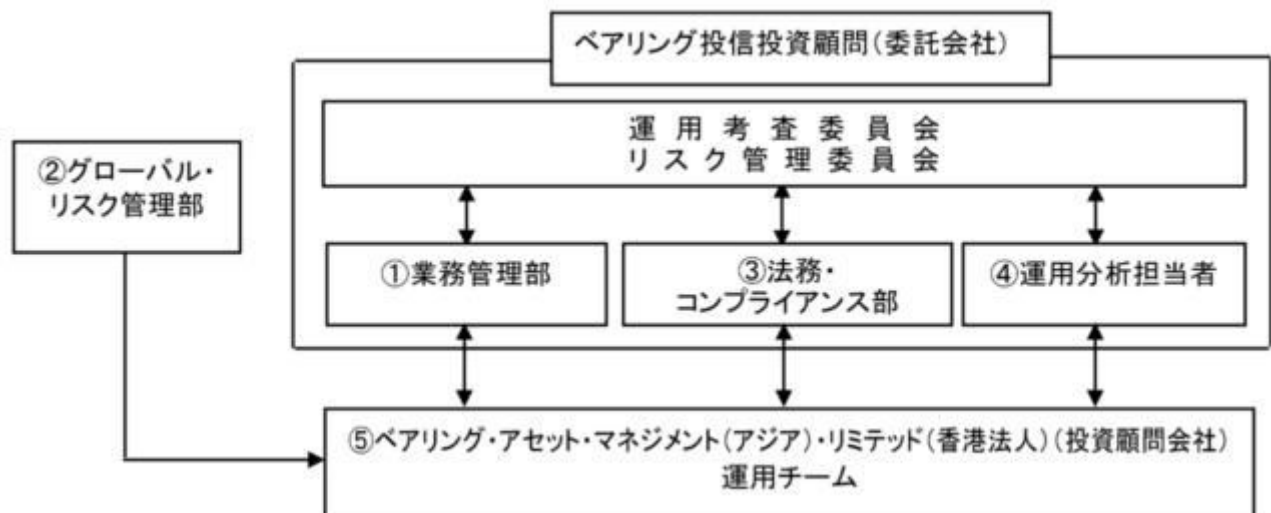
< 収益分配金に関する留意点 >

- ・ 収益分配金の支払いは、ファンドの純資産総額（信託財産）から行われますので、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等を超過して支払われる場合があります。
- ・ 投資者の取得価額（個別元本の状況）によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(3) 投資リスクの管理体制

委託会社では、組織規程に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて、運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。



業務管理部（委託会社）

業務管理部は、当ファンドの基準価額の計算を行うとともに、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングし、必要に応じて投資顧問会社に連絡すると同時に関係部署に報告します。また、運用考査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

グローバル・リスク管理部（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人））

グローバル・リスク管理部は、ベアリング・アセット・マネジメント・グループ独自のシステムを使ったリスク管理を行います。個別銘柄からポートフォリオまで広く運用をモニタリングしております。

法務・コンプライアンス部（委託会社）

法務・コンプライアンス部は、法令等の遵守状況をモニタリングし、必要に応じて関係部署に連絡します。また、運用審査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

運用分析担当者（委託会社）

運用分析担当者は、当ファンドに関する運用実績の分析および評価を行い、運用審査委員会に報告します。

運用チーム（ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（香港法人）（投資顧問会社））

運用チームは上記 、 、 および の報告、助言を受けて、必要に応じて、ポートフォリオの改善を行います。

投資リスクの管理体制は平成27年9月末日のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）**当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移**

- ※当ファンドの年間騰落率は、2010年10月～2015年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。
- ※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※分配金再投資基準価額は、2010年10月末を10,000として指数化し、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

**当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較**

- ※上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成したものです。
- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2010年10月～2015年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株→東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株→MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株→MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債→NOMURA-BPI国債
- 先進国債→シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債→JPモルガンガバメントボンドインデックス-エマージング・マーケット・グローバルレディバースィファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

○各指数について

- 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)
MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債
野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
- JPモルガンガバメントボンドインデックス-エマージング・マーケット・グローバルレディバースィファイド(円ベース)
J.P. Morgan Securities LLCが開発し、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンガバメントボンドインデックス-エマージング・マーケット・グローバルレディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】**(1) 【申込手数料】**

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める

率を乗じて得た額とします。申込手数料についてはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、購入時の商品説明および事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額ははありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.728%（税抜1.60%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。（運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率）

支払先	純資産総額	内訳（年率）	主な役務の内容
委託会社	50億円未満の部分	0.864% （税抜0.80%）	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価
	50億円以上の部分	0.8748% （税抜0.81%）	
販売会社	50億円未満の部分	0.756% （税抜0.70%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	50億円以上の部分	0.756% （税抜0.70%）	
受託会社	50億円未満の部分	0.108% （税抜0.10%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	50億円以上の部分	0.0972% （税抜0.09%）	

なお、委託会社の報酬には、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの外部委託先の投資顧問会社（ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（香港法人））への運用報酬（年率0.3925%以内）が含まれています。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

前記の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等相当額は、3月および9月に到来する毎計算期間末の純資産総額に対し0.0025704%（税抜0.00238%）を乗じて得た額が、その翌日から始まる計算期間を通じて毎日計上され、3月および9月に到来する毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。ただし、当該料率を乗じて得た額が、308,572円（税抜285,715円）に満たない場合は、308,572円（税抜285,715円）とします。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記、 の手数料等（借入金の利息を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

上記 以外の「その他の手数料等」については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記（１）～（４）の手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者（受益者）の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<平成28年1月1日以降>

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

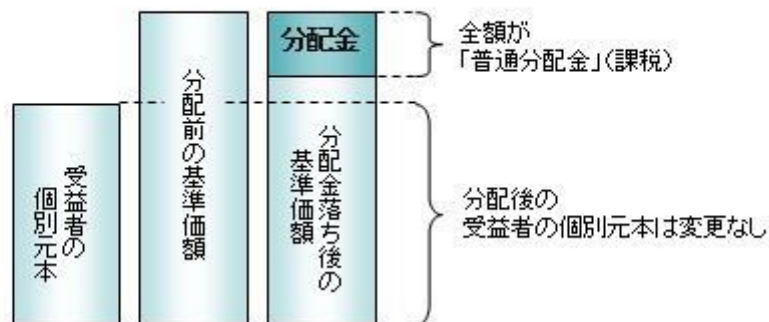
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

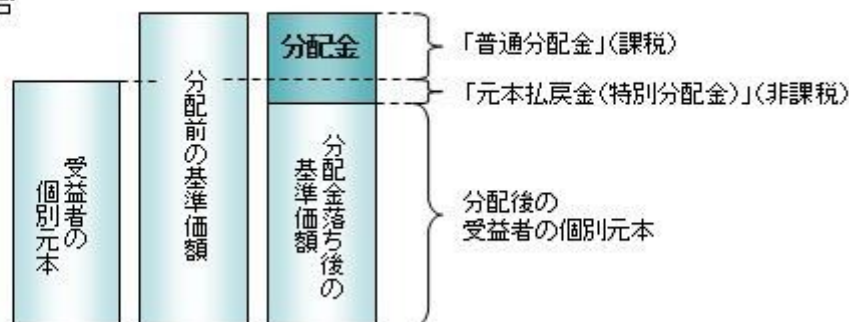
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成27年9月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）】

以下の運用状況は2015年 9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	738,059,449	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		73,324	0.01
合計(純資産総額)		737,986,125	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	アジア製造業マザーファンド	648,273,561	1.1505	745,838,732	1.1385	738,059,449	100.01

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き

第1特定期間末	(2008年 3月27日)	4,222	4,222	0.7540	0.7540
第2特定期間末	(2008年 9月29日)	2,454	2,454	0.5720	0.5720
第3特定期間末	(2009年 3月27日)	1,748	1,748	0.4461	0.4461
第4特定期間末	(2009年 9月28日)	2,211	2,211	0.6014	0.6014
第5特定期間末	(2010年 3月29日)	2,269	2,269	0.6821	0.6821
第6特定期間末	(2010年 9月27日)	2,007	2,007	0.6545	0.6545
第7特定期間末	(2011年 3月28日)	1,949	1,949	0.7223	0.7223
第8特定期間末	(2011年 9月27日)	1,176	1,183	0.5074	0.5104
第9特定期間末	(2012年 3月27日)	1,389	1,395	0.6833	0.6863
第10特定期間末	(2012年 9月27日)	1,178	1,184	0.6172	0.6202
第11特定期間末	(2013年 3月27日)	1,426	1,431	0.7978	0.8008
第12特定期間末	(2013年 9月27日)	1,252	1,256	0.8129	0.8159
第13特定期間末	(2014年 3月27日)	1,091	1,095	0.8266	0.8296
第14特定期間末	(2014年 9月29日)	1,114	1,118	0.9345	0.9375
第15特定期間末	(2015年 3月27日)	1,107	1,118	1.0223	1.0323
第16特定期間末	(2015年 9月28日)	742	750	0.9151	0.9251
	2014年 9月末日	1,101		0.9256	
	10月末日	1,073		0.9179	
	11月末日	1,132		0.9894	
	12月末日	1,122		0.9930	
	2015年 1月末日	1,114		1.0093	
	2月末日	1,135		1.0361	
	3月末日	1,126		1.0421	
	4月末日	1,182		1.1320	
	5月末日	1,152		1.1577	
	6月末日	1,012		1.1102	
	7月末日	874		1.0348	
	8月末日	779		0.9520	
	9月末日	737		0.9054	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2007年 9月 3日～2008年 3月27日	0.0000
第2特定期間	2008年 3月28日～2008年 9月29日	0.0000
第3特定期間	2008年 9月30日～2009年 3月27日	0.0000
第4特定期間	2009年 3月28日～2009年 9月28日	0.0000
第5特定期間	2009年 9月29日～2010年 3月29日	0.0000
第6特定期間	2010年 3月30日～2010年 9月27日	0.0000
第7特定期間	2010年 9月28日～2011年 3月28日	0.0000

第8特定期間	2011年 3月29日～2011年 9月27日	0.0060
第9特定期間	2011年 9月28日～2012年 3月27日	0.0060
第10特定期間	2012年 3月28日～2012年 9月27日	0.0060
第11特定期間	2012年 9月28日～2013年 3月27日	0.0060
第12特定期間	2013年 3月28日～2013年 9月27日	0.0060
第13特定期間	2013年 9月28日～2014年 3月27日	0.0060
第14特定期間	2014年 3月28日～2014年 9月29日	0.0060
第15特定期間	2014年 9月30日～2015年 3月27日	0.0130
第16特定期間	2015年 3月28日～2015年 9月28日	0.0200

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	2007年 9月 3日～2008年 3月27日	24.60
第2特定期間	2008年 3月28日～2008年 9月29日	24.14
第3特定期間	2008年 9月30日～2009年 3月27日	22.01
第4特定期間	2009年 3月28日～2009年 9月28日	34.81
第5特定期間	2009年 9月29日～2010年 3月29日	13.42
第6特定期間	2010年 3月30日～2010年 9月27日	4.05
第7特定期間	2010年 9月28日～2011年 3月28日	10.36
第8特定期間	2011年 3月29日～2011年 9月27日	28.92
第9特定期間	2011年 9月28日～2012年 3月27日	35.85
第10特定期間	2012年 3月28日～2012年 9月27日	8.80
第11特定期間	2012年 9月28日～2013年 3月27日	30.23
第12特定期間	2013年 3月28日～2013年 9月27日	2.64
第13特定期間	2013年 9月28日～2014年 3月27日	2.42
第14特定期間	2014年 3月28日～2014年 9月29日	13.78
第15特定期間	2014年 9月30日～2015年 3月27日	10.79
第16特定期間	2015年 3月28日～2015年 9月28日	8.53

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2007年 9月 3日～2008年 3月27日	6,477,275,620	877,146,252
第2特定期間	2008年 3月28日～2008年 9月29日	136,017,124	1,446,132,320
第3特定期間	2008年 9月30日～2009年 3月27日	10,229,139	380,100,775
第4特定期間	2009年 3月28日～2009年 9月28日	194,397,051	437,196,621
第5特定期間	2009年 9月29日～2010年 3月29日	740,781,789	1,091,051,347

第6特定期間	2010年 3月30日～2010年 9月27日	475,841,123	735,247,253
第7特定期間	2010年 9月28日～2011年 3月28日	376,100,567	745,441,154
第8特定期間	2011年 3月29日～2011年 9月27日	145,971,909	525,746,470
第9特定期間	2011年 9月28日～2012年 3月27日	80,615,146	365,620,451
第10特定期間	2012年 3月28日～2012年 9月27日	49,009,075	172,923,932
第11特定期間	2012年 9月28日～2013年 3月27日	265,411,033	387,151,965
第12特定期間	2013年 3月28日～2013年 9月27日	60,141,640	307,614,820
第13特定期間	2013年 9月28日～2014年 3月27日	57,652,660	277,959,686
第14特定期間	2014年 3月28日～2014年 9月29日	54,486,799	181,597,065
第15特定期間	2014年 9月30日～2015年 3月27日	23,422,400	133,427,731
第16特定期間	2015年 3月28日～2015年 9月28日	37,675,716	308,959,220

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

アジア製造業マザーファンド

以下の運用状況は2015年 9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	韓国	2,080,179,210	28.04
	台湾	1,944,097,687	26.21
	ケイマン	870,924,769	11.74
	香港	598,755,099	8.07
	バミューダ	454,355,028	6.12
	インドネシア	376,654,265	5.08
	フィリピン	368,620,636	4.97
	タイ	314,674,790	4.24
	小計	7,008,261,484	94.47
投資証券	アイルランド	217,134,728	2.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		192,737,954	2.60
合計(純資産総額)		7,418,134,166	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	株式	CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE HOLDINGS	公益事業	431,000	925.73	398,991,317	1,054.18	454,355,028	6.12
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	206,000	2,208.42	454,935,290	1,970.60	405,944,424	5.47
台湾	株式	ECLAT TEXTILE CO LTD	耐久消費財・アパレル	213,640	1,364.73	291,563,053	1,878.77	401,382,559	5.41
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,206	136,096.67	436,325,929	111,867.19	358,646,243	4.83
韓国	株式	LG CHEM LTD	素材	12,887	24,217.88	312,095,890	26,860.19	346,147,397	4.67
台湾	株式	HOTA INDUSTRIAL MANUFACTURING CO LTD	自動車・自動車部品	779,000	348.38	271,388,341	367.43	286,227,970	3.86
韓国	株式	AMOREPACIFIC CORPORATION	家庭用品・パーソナル用品	7,678	33,433.91	256,705,587	36,869.89	283,087,092	3.82
香港	株式	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,538,000	98.45	249,873,206	103.56	262,838,325	3.54
台湾	株式	LARGAN PRECISION CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	26,000	9,719.70	252,712,200	9,882.60	256,947,600	3.46
フィリピン	株式	UNIVERSAL ROBINA CORP	食品・飲料・タバコ	489,390	532.54	260,620,280	486.40	238,039,296	3.21
台湾	株式	MAKALOT INDUSTRIAL CO LTD	耐久消費財・アパレル	241,150	777.19	187,419,639	970.16	233,954,084	3.15
インドネシア	株式	KALBE FARMA TBK PT	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	19,985,000	15.04	300,714,295	11.43	228,608,415	3.08
ケイマン	株式	PACIFIC TEXTILES HOLDINGS LIMITED	耐久消費財・アパレル	1,374,000	167.65	230,358,580	164.70	226,307,693	3.05
韓国	株式	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES L	資本財	30,527	5,261.38	160,614,148	7,343.80	224,184,183	3.02
アイルランド	投資証券	Baring China A-Share Fund Plc		137,751.85	1,813.79	249,853,660	1,576.27	217,134,728	2.93
香港	株式	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	耐久消費財・アパレル	482,500	444.08	214,271,806	441.18	212,869,350	2.87
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	459,000	514.11	235,977,592	459.74	211,020,660	2.84
台湾	株式	TUNG THIH ELECTRONIC CO LTD	自動車・自動車部品	260,000	641.26	166,729,706	758.39	197,181,400	2.66
台湾	株式	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	158,000	1,247.04	197,033,498	1,223.56	193,322,480	2.61
韓国	株式	AERO SPACE TECHNOLOGY OF KOREA INC.	資本財	51,158	3,140.79	160,676,546	3,148.77	161,085,287	2.17
韓国	株式	NONG SHIM CO LTD	食品・飲料・タバコ	4,263	29,850.35	127,252,074	35,713.00	152,244,519	2.05
ケイマン	株式	FIH MOBILE LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,618,000	71.36	186,827,810	56.65	148,327,502	2.00
インドネシア	株式	WIJAYA KARYA PERSERO TBK PT	資本財	6,970,800	27.88	194,345,904	21.23	148,045,850	2.00

韓国	株式	MEDY-TOX INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,267	44,780.77	146,298,805	44,767.00	146,253,789	1.97
フィリピン	株式	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	消費者サービス	266,780	558.59	149,021,174	489.47	130,581,340	1.76
韓国	株式	HYUNDAI MOBIS	自動車・自動車部品	5,587	21,531.53	120,296,676	22,383.49	125,056,614	1.69
香港	株式	YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	耐久消費財・アパレル	276,000	439.86	121,402,918	445.82	123,047,424	1.66
タイ	株式	BEAUTY COMMUNITY PCL (FOREIGN)	小売	8,222,400	15.07	123,951,492	14.71	121,017,283	1.63
韓国	株式	SAMSUNG SDI CO.,LTD.	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	11,439	10,413.26	119,117,358	10,563.00	120,830,157	1.63
タイ	株式	SIAM CEMENT PCL-NVDR	素材	78,600	1,702.80	133,840,080	1,518.00	119,314,800	1.61

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	素材	8.57
		資本財	8.97
		自動車・自動車部品	8.20
		耐久消費財・アパレル	16.14
		消費者サービス	1.76
		小売	1.63
		食品・飲料・タバコ	5.26
		家庭用品・パーソナル用品	3.82
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.60
		ソフトウェア・サービス	5.47
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	14.53
		公益事業	6.12
半導体・半導体製造装置	5.39		
投資証券			2.93
合計			97.40

投資不動産物件

該当事項はありません。

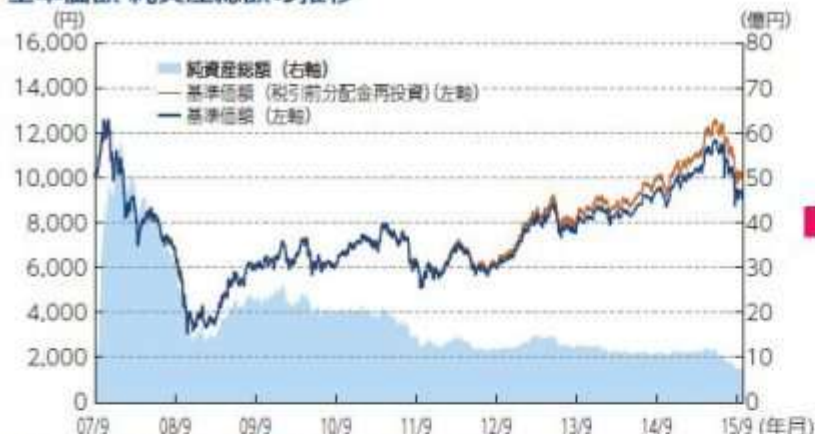
その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

基準価額・純資産総額の推移



上記グラフは設定日から基準日までの推移となります。

基準価額(税引前分配金再投資)の推移は税引前分配金を全額再投資したものと計算しているため、実際の受益者利回りとは異なります。なお、基準価額は信託報酬控除後です。

基準日	2015年 9月30日
設定日	2007年 9月 3日

基準価額	9,054円
純資産総額	7.4億円

分配の推移(税引前、1万口当たり)

第27期	2014年 9月	30円
第28期	2014年12月	30円
第29期	2015年 3月	100円
第30期	2015年 6月	100円
第31期	2015年 9月	100円
直近1年間累計		330円
設定以来累計		750円

主要な資産の状況

<組入上位10銘柄>(マザーファンド)

順位	銘柄名	国・地域名	業種	比率(%)
1	チョンコン・インフラストラクチャー	バミューダ	公益事業	6.1
2	テンセント・ホールディングス	ケイマン	ソフトウェア・サービス	5.5
3	エクラ・テキスタイル	台湾	耐久消費財・アパレル	5.4
4	サムスン電子	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.8
5	LG化学	韓国	素材	4.7
6	和大工業	台湾	自動車・自動車部品	3.9
7	アモーレ・パシフィック	韓国	家庭用品・パーソナル用品	3.8
8	石薬集団	香港	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.5
9	ラーガン・プレジジョン	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.5
10	ユニバーサル・ロピナ	フィリピン	食品・飲料・タバコ	3.2

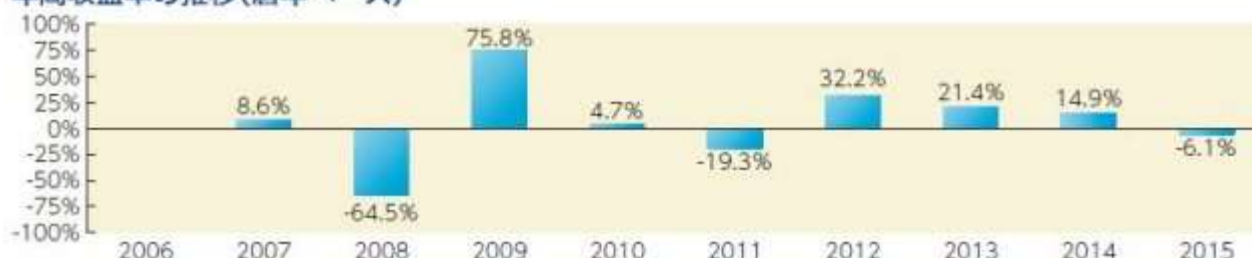
※比率はマザーファンドの対純資産総額。
※国・地域名は発行地(法人登録国)ベース。

<業種別構成比率>(マザーファンド)

種類	業種	比率(%)
株式	1 耐久消費財・アパレル	16.1
	2 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	14.5
	3 資本財	9.0
	4 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.6
	5 素材	8.6
	6 自動車・自動車部品	8.2
	7 公益事業	6.1
	8 ソフトウェア・サービス	5.5
	9 半導体・半導体製造装置	5.4
	10 その他	12.5
投資証券	-	2.9
現金等	-	2.6
合計		100.0

※比率はマザーファンドの対純資産総額。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は基準価額(税引前分配金再投資)で計算。2007年は設定日(9月3日)から年末までの収益率、2015年は9月30日までの収益率を表示しています。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権取得のお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお申込みとさせていただきます。ただし、取得申込日が香港証券取引所の休業日と同日の場合には、お申込みの受け付けはいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、
- (3) お申込みには、収益分配がなされた場合に収益分配金を受取る「分配金受取コース」と、収益分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2コースがあります。取扱いコースは販売会社により異なる場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社までお問い合わせください。

なお、販売会社は下記においてもご照会いただけます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03 - 3501 - 6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ <http://www.barings.com/jp>

- (4) 申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位につきましては、販売会社までお問い合わせください。

なお、販売会社は下記においてもご照会いただけます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03 - 3501 - 6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ <http://www.barings.com/jp>

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した額とします。
- (6) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとし、なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込み受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとし、
- (3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販

売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は下記においてもご照会いただけます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03 - 3501 - 6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ <http://www.barings.com/jp>

- (4) 一部解約のお申込みは、委託会社および販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社が受付けした分を当日のお申込み分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお申込みとさせていただきます。ただし、一部解約の実行の請求日が、香港証券取引所の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受け付けはいたしません。
- (5) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。当ファンドは、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

株式：計算日における取引所の最終相場（終値）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

基準価額の算定と公表

1. 基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。
2. 受益者は、委託会社および販売会社に基準価額を問い合わせることができます。また、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成19年9月3日から無期限とします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月28日から6月27日まで、6月28日から9月27日まで、9月28日から12月27日まで、12月28日から翌年3月27日までとします。ただし、第1計算期間は、平成19年9月3日より平成20年3月27日までとします。

前項の場合において、計算期間の最終日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間

の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始されるものとします。

(5)【その他】

信託契約の解約

次の場合には信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

1. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、信託期間中に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
3. 委託会社は前記1.および2.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
4. 前記3.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
5. 前記4.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記の信託契約の解約をしません。
6. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
7. 前記4.から6.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記4.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
8. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
9. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
10. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記1. か5. の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記「 信託契約の解約 1. ~ 10. 」に規定する信託契約の解約または前記「 信託約款の変更」の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行う場合において、前記「 信託契約の解約 4. 」または前記「 信託約款の変更 3. 」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係会社との契約の更改等

1. 委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（「受益権の募集・販売ならびに収益分配金及び償還金の支払等に関する契約」（異なる名称で同様の権利義務を規定するものを含みます。））は、期間満了の3ヵ月前までに当事者のいずれからも契約終了の意思表示がない場合、契約期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。
2. 委託会社は、「運用委託契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）に基づき、当ファンドが主として投資するアジア製造業マザーファンドの運用の指図に関する権限を投資顧問会社に委託し、投資顧問会社は同契約に定めるところにより、委託会社に投資顧問サービスを提供します。同契約の期間は12ヵ月で、期間満了時に自動更新されます。ただし、両当事者のいずれかの当事者が1ヵ月を下らない期間において書面にて解約の通知をした場合、契約を終了することができます。

受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は新受託会社を選任します。
2. 受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、3月と9月の計算期間終了日毎および信託終了時に、当該期間中の運用経過、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に交付いたします。運用報告書（全体版）については委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付いたします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

上記の規定にかかわらず、「自動けいぞく投資契約」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(4) 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第16特定期間（第30期から第31期まで（平成27年3月28日から平成27年9月28日まで））について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16特定期間（第30期から第31期まで（平成27年3月28日から平成27年9月28日まで））の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第15特定期間末 (第29期計算期間末) (平成27年3月27日現在)	第16特定期間末 (第31期計算期間末) (平成27年9月28日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,122,990,177	754,854,663
流動資産合計	1,122,990,177	754,854,663
資産合計	1,122,990,177	754,854,663
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,829,952	8,117,117
未払受託者報酬	291,666	227,956
未払委託者報酬	4,374,956	3,419,257
その他未払費用	308,572	308,572
流動負債合計	15,805,146	12,072,902
負債合計	15,805,146	12,072,902
純資産の部		
元本等		
元本	1,082,995,233	811,711,729
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	24,189,798	68,929,968
（分配準備積立金）	165,231,166	197,609,885
元本等合計	1,107,185,031	742,781,761
純資産合計	1,107,185,031	742,781,761
負債純資産合計	1,122,990,177	754,854,663

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15特定期間 (第28期から第29期)		第16特定期間 (第30期から第31期)	
	自	平成26年9月30日 至 平成27年3月27日	自	平成27年3月28日 至 平成27年9月28日
営業収益				
有価証券売買等損益		122,842,972		39,660,659
営業収益合計		122,842,972		39,660,659
営業費用				
受託者報酬		587,048		543,662
委託者報酬		8,805,654		8,154,792
その他費用		308,572		308,572
営業費用合計		9,701,274		9,007,026
営業利益又は営業損失（ ）		113,141,698		48,667,685
経常利益又は経常損失（ ）		113,141,698		48,667,685
当期純利益又は当期純損失（ ）		113,141,698		48,667,685
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		2,078,702		11,421,536
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		78,086,534		24,189,798
剰余金増加額又は欠損金減少額		5,787,408		3,706,296
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		5,787,408		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		3,706,296
剰余金減少額又は欠損金増加額		356,221		19,466,402
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		19,466,402
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		356,221		-
分配金		14,217,851		17,270,439
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		24,189,798		68,929,968

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	第16特定期間 (第30期から第31期) 自 平成27年3月28日 至 平成27年9月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる事項		計算期間の取扱い 当特定期間は当期末が休日のため、平成27年3月28日から平成27年9月28日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第15特定期間末 (第29期計算期間末) 平成27年3月27日現在		第16特定期間末 (第31期計算期間末) 平成27年9月28日現在	
1. 受益権の総数	1,082,995,233口	1. 受益権の総数	811,711,729口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0223円 (10,223円)	2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に 関する規則」(平成12年 総理府令第133号)第55 条の6第10号に規定する 額	68,929,968円
		3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9151円 (9,151円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15特定期間 (第28期から第29期) 自 平成26年9月30日 至 平成27年3月27日	第16特定期間 (第30期から第31期) 自 平成27年3月28日 至 平成27年9月28日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部 又は一部を委託するために要する費用	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部 又は一部を委託するために要する費用
1,087,122円	1,006,770円

(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。

2. 分配金の計算方法

当特定期間中の分配可能額及び分配金額は以下のとおりです。

	分配可能額	分配金額
	(円)	(円)
第28期 (自 平成26年9月30日 至 平成26年12月2日)	153,508,891	3,387,899
第29期 (自 平成26年12月30日 至 平成27年3月27日)	194,893,421	10,829,952
		14,217,851

当特定期間中の分配金の計算過程は以下のとおりです。

第28期

(自 平成26年9月30日
至 平成26年12月29日)

計算期間末に、経費控除後の配当等収益265,187円(1万口当たり2.35円)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益59,880,944円(1万口当たり530.24円)、収益調整金18,144,148円(1万口当たり160.66円)及び分配準備積立金75,218,612円(1万口当たり666.06円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を勘案して、3,387,899円(1万口当たり30.00円)を分配に充てることに決定いたしました。

第29期

(自 平成26年12月30日
至 平成27年3月27日)

計算期間末に、経費控除後の配当等収益3,037,276円(1万口当たり28.04円)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益47,879,589円(1万口当たり442.10円)、収益調整金18,832,303円(1万口当たり173.89円)及び分配準備積立金125,144,253円(1万口当たり1,155.53円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を勘案して、10,829,952円(1万口当たり100.00円)を分配に充てることに決定いたしました。

(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。

2. 分配金の計算方法

当特定期間中の分配可能額及び分配金額は以下のとおりです。

	分配可能額	分配金額
	(円)	(円)
第30期 (自 平成27年3月28日 至 平成27年6月29日)	262,492,329	9,153,322
第31期 (自 平成27年6月30日 至 平成27年9月28日)	225,500,420	8,117,117
		17,270,439

当特定期間中の分配金の計算過程は以下のとおりです。

第30期

(自 平成27年3月28日
至 平成27年6月29日)

計算期間末に、経費控除後の配当等収益2,846,838円(1万口当たり31.10円)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益104,049,402円(1万口当たり1,136.73円)、収益調整金19,811,745円(1万口当たり216.44円)及び分配準備積立金135,784,344円(1万口当たり1,483.44円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を勘案して、9,153,322円(1万口当たり100.00円)を分配に充てることに決定いたしました。

第31期

(自 平成27年6月30日
至 平成27年9月28日)

計算期間末の経費控除後の配当等収益826,259円(1万口当たり10.18円)、収益調整金19,773,418円(1万口当たり243.60円)及び分配準備積立金204,900,743円(1万口当たり2,524.30円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を勘案して、8,117,117円(1万口当たり100.00円)を分配に充てることに決定いたしました。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第16特定期間

(第30期から第31期)

自平成27年3月28日

至平成27年9月28日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドは、ファミリー・ファンド方式により運用を行っております。したがって、ベビーファンドの金融商品には主要投資対象としている親投資信託受益証券が含まれ、マザーファンドの金融商品には有価証券、デリバティブ取引が含まれております。有価証券は、主として外国株式及び投資証券で構成されており、当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則及び投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用審査にかかるすべての権限および責任が付与された運用審査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。

取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第16特定期間末

(第31期計算期間末)

平成27年9月28日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。

2. 時価の算定方法

親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第15特定期間(第28期から第29期(自 平成26年9月30日 至 平成27年3月27日))

(単位:円)

種類	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	55,835,628
合計	55,835,628

第16特定期間(第30期から第31期(自 平成27年3月28日 至 平成27年9月28日))

(単位:円)

種類	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	162,031,870
合計	162,031,870

(デリバティブ取引に関する注記)

第15特定期間末(第29期計算期間末(平成27年3月27日現在))

該当事項はありません。

第16特定期間末(第31期計算期間末(平成27年9月28日現在))

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第16特定期間(第30期から第31期(自 平成27年3月28日 至 平成27年9月28日))

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第16特定期間（第30期から第31期（自 平成27年3月28日 至 平成27年9月28日））

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	期別	第15特定期間末 （第29期計算期間末） 平成27年3月27日現在	第16特定期間末 （第31期計算期間末） 平成27年9月28日現在
期首元本額		1,193,000,564円	1,082,995,233円
期中追加設定元本額		23,422,400円	37,675,716円
期中一部解約元本額		133,427,731円	308,959,220円

（4）【附属明細表】

第1． 有価証券明細表

1. 株式

該当事項はありません。

2. 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	アジア製造業マザーファンド	656,110,094	754,854,663	-
合計	-	656,110,094	754,854,663	-

第2． 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3． デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

アジア製造業マザーファンド

当ファンドは、「アジア製造業マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの各特定期間末日（以下「計算期間末日」という。）及び各特定期間（以下「計算期間」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成27年 3月27日現在	平成27年 9月28日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		22,188,732	4,918,810
金銭信託		542,637	9,815
コール・ローン		278,000,000	173,000,000
株式		8,429,512,248	7,145,252,332
投資証券		324,451,357	219,589,687
未収入金		68,866,723	77,185,582
未収配当金		26,305,483	3,029,826
未収利息		152	94
流動資産合計		9,149,867,332	7,622,986,146
資産合計			
9,149,867,332			
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	5,664
未払金		-	39,106,614
未払解約金		3,895,147	6,952,061
流動負債合計		3,895,147	46,064,339
負債合計			
3,895,147			
純資産の部			
元本等			
元本		7,325,460,535	6,585,937,150
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		1,820,511,650	990,984,657
元本等合計		9,145,972,185	7,576,921,807
純資産合計			
9,145,972,185			
負債純資産合計			
9,149,867,332			

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

自 平成27年 3月28日
至 平成27年 9月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 株式

移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。

- ・外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている株式
原則として海外取引所における計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。

計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。

(2) 投資証券

移動平均法に基づき、当該投資証券の基準価額に基づいて時価評価しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

外国為替予約取引

個別法に基づき原則として、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。

3. 収益及び費用の計上基準

受取配当金の計上基準

受取配当金は、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には、当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建取引等の処理基準

「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。

(2) 資産・負債の状況は、計算期間末日の平成27年9月28日現在であります。当親投資信託の計算期間は原則として毎年3月28日から翌年3月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成27年3月27日現在		平成27年9月28日現在	
1. 受益権の総数	7,325,460,535口	1. 受益権の総数	6,585,937,150口
2. 1口当たり純資産額	1.2485円	2. 1口当たり純資産額	1.1505円
(1万口当たり純資産額)	(12,485円)	(1万口当たり純資産額)	(11,505円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 平成27年 3月28日

至 平成27年 9月28日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。

また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクを回避することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨に係る為替変動の価格変動リスクを有しております。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に関催されております。

取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年 9月28日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。

2. 時価の算定方法

株式、投資証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

コールローン、未収入金等の金銭債権及び未払金等の金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（自 平成26年 9月30日 至 平成27年 3月27日）

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,081,297,449
投資証券	132,613,055
合計	1,213,910,504

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首（平成26年 3月28日）から計算期間末日までの期間に対応するものであります。

（自 平成27年 3月28日 至 平成27年 9月28日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	41,453,038
投資証券	31,180,408
合計	10,272,630

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成27年 3月27日現在）

該当事項はありません。

（通貨関連）

（単位：円）

平成27年 9月28日現在					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	韓国ウォン	39,106,613	-	39,106,613	0
	新台湾ドル	36	-	36	0
	売建				
	香港ドル	1,198,144	-	1,198,144	0
	新台湾ドル	1,028,016	-	1,033,680	5,664
合計	-	-	-	5,664	

(注) 時価の算定方法

為替予約取引については以下のように評価しております。

1. 計算期間末日に対顧客先物相場が発表されている外貨については、以下のように算定しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により算定しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより算定しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値により算定しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

* 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成27年3月28日 至 平成27年9月28日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自 平成27年3月28日 至 平成27年9月28日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

各計算期間における元本額の変動

	平成27年3月27日現在		平成27年9月28日現在
期首元本額	8,169,290,019円	期首元本額	7,325,460,535円
期中追加設定元本額	216,559,704円	期中追加設定元本額	292,111,583円
期中一部解約元本額	1,060,389,188円	期中一部解約元本額	1,031,634,968円
期末元本額	7,325,460,535円	期末元本額	6,585,937,150円
元本の内訳*		元本の内訳*	

アジア製造業ファンド	6,425,989,027円	アジア製造業ファンド	5,929,827,056円
アジア製造業ファンド(3ヵ月決算型)	899,471,508円	アジア製造業ファンド(3ヵ月決算型)	656,110,094円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	香港ドル	BLOOMAGE BIOTECHNOLOGY CORPORATION LTD	417,500	11.64	4,859,700.00	
		CHINA EVERBRIGHT INTERNATIONAL LIMITED	490,000	10.68	5,233,200.00	
		PACIFIC TEXTILES HOLDINGS LIMITED	1,374,000	10.82	14,866,680.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES CO	482,500	28.90	13,944,250.00	
		YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	276,000	29.40	8,114,400.00	
		CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	2,538,000	6.80	17,258,400.00	
		TENCENT HOLDINGS LIMITED	206,000	131.00	26,986,000.00	
		FIH MOBILE LTD	2,618,000	3.67	9,608,060.00	
		CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE HOLDINGS	431,000	68.90	29,695,900.00	
		計	銘柄数 :	9		130,566,590.00
	組入時価比率 :	26.8%		28.4%		
タイバーツ		SIAM CEMENT PCL-NVDR	78,600	466.00	36,627,600.00	
		SINO-THAI ENGR & CONST-FRGN	919,514	25.50	23,447,607.00	
		BEAUTY COMMUNITY PCL (FOREIGN)	8,222,400	4.46	36,671,904.00	
計	銘柄数 :	3		96,747,111.00	(321,200,408)	
	組入時価比率 :	4.2%		4.5%		
フィリピン ペソ		JOLLIBEE FOODS CORPORATION	266,780	187.00	49,887,860.00	
		UNIVERSAL ROBINA CORP	489,390	192.00	93,962,880.00	
計	銘柄数 :	2		143,850,740.00	(371,134,909)	
	組入時価比率 :	4.9%		5.2%		

インドネシア	WIJAYA KARYA PERSERO TBK PT	6,970,800	2,660.00	18,542,328,000.00
	KALBE FARMA TBK PT	19,985,000	1,370.00	27,379,450,000.00
計	銘柄数：	2		45,921,778,000.00 (376,558,579)
	組入時価比率：	5.0%		5.3%
韓国ウォン	KOREA ZINC CO LTD	1,671	476,000.00	795,396,000.00
	LG CHEM LTD	12,887	267,000.00	3,440,829,000.00
	AERO SPACE TECHNOLOGY OF KOREA INC.	51,158	31,300.00	1,601,245,400.00
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES L	30,527	73,000.00	2,228,471,000.00
	HYUNDAI MOBIS	5,587	222,500.00	1,243,107,500.00
	NONG SHIM CO LTD	4,263	355,000.00	1,513,365,000.00
	AMOREPACIFIC CORPORATION	7,678	366,500.00	2,813,987,000.00
	MEDY-TOX INC	3,267	445,000.00	1,453,815,000.00
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	3,206	1,112,000.00	3,565,072,000.00
	SAMSUNG SDI CO.,LTD.	11,439	105,000.00	1,201,095,000.00
	SK HYNIX INC	23,911	34,350.00	821,342,850.00
	計	銘柄数：	11	
組入時価比率：		27.6%		29.2%
新台湾ドル	KING SLIDE WORKS CO.,LTD.	37,000	431.00	15,947,000.00
	HOTA INDUSTRIAL MANUFACTURING CO LTD	779,000	101.50	79,068,500.00
	TUNG THIH ELECTRONIC CO LTD	260,000	209.50	54,470,000.00
	ECLAT TEXTILE CO LTD	213,640	519.00	110,879,160.00
	MAKALOT INDUSTRIAL CO LTD	241,150	268.00	64,628,200.00
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	158,000	338.00	53,404,000.00
	LARGAN PRECISION CO LTD	26,000	2,730.00	70,980,000.00
	INOTERA MEMORIES INC	478,000	20.65	9,870,700.00
	RADIANT OPTO-ELECTRONICS CORP	197,000	99.00	19,503,000.00
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	459,000	127.00	58,293,000.00
計	銘柄数：	10		537,043,560.00 (1,960,208,994)
	組入時価比率：	25.9%		27.4%
合計				7,145,252,332 (7,145,252,332)

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	Baring China A-Share Fund Plc	137,751.859	1,823,834.61	
	計	銘柄数：	1	1,823,834.61	
		組入時価比率：	2.9%	100.0%	(219,589,687)
	合計			219,589,687	(219,589,687)

- (注) 1. 通貨種類毎の計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2. 計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各計欄の合計額に対する比率であります。
 4. 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
香港ドル	株式 9銘柄	26.8%		27.5%
タイバーツ	株式 3銘柄	4.2%		4.4%
フィリピンペソ	株式 2銘柄	4.9%		5.0%
インドネシアルピア	株式 2銘柄	5.0%		5.1%
韓国ウォン	株式 11銘柄	27.6%		28.4%
新台湾ドル	株式 10銘柄	25.9%		26.6%
米ドル	投資証券 1銘柄		2.9%	3.0%

(注) 組入有価証券の時価比率については、通貨毎の評価額計の純資産に対する比率です。

(注) 合計金額に対する比率は通貨毎に評価額計の外貨建有価証券の合計金額に対する比率です。

第2. 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引に関する注記）で記載しており、ここでは省略しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2015年 9月30日現在です。

【アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）】

【純資産額計算書】

資産総額	738,059,449円
負債総額	73,324円
純資産総額（ - ）	737,986,125円
発行済口数	815,052,321口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9054円

（参考）

アジア製造業マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	7,473,149,095円
負債総額	55,014,929円
純資産総額（ - ）	7,418,134,166円
発行済口数	6,515,897,121口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1385円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法に規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

(5) 受益権の帰属と受益証券の不発行

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(6) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(8) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(9) 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(10) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

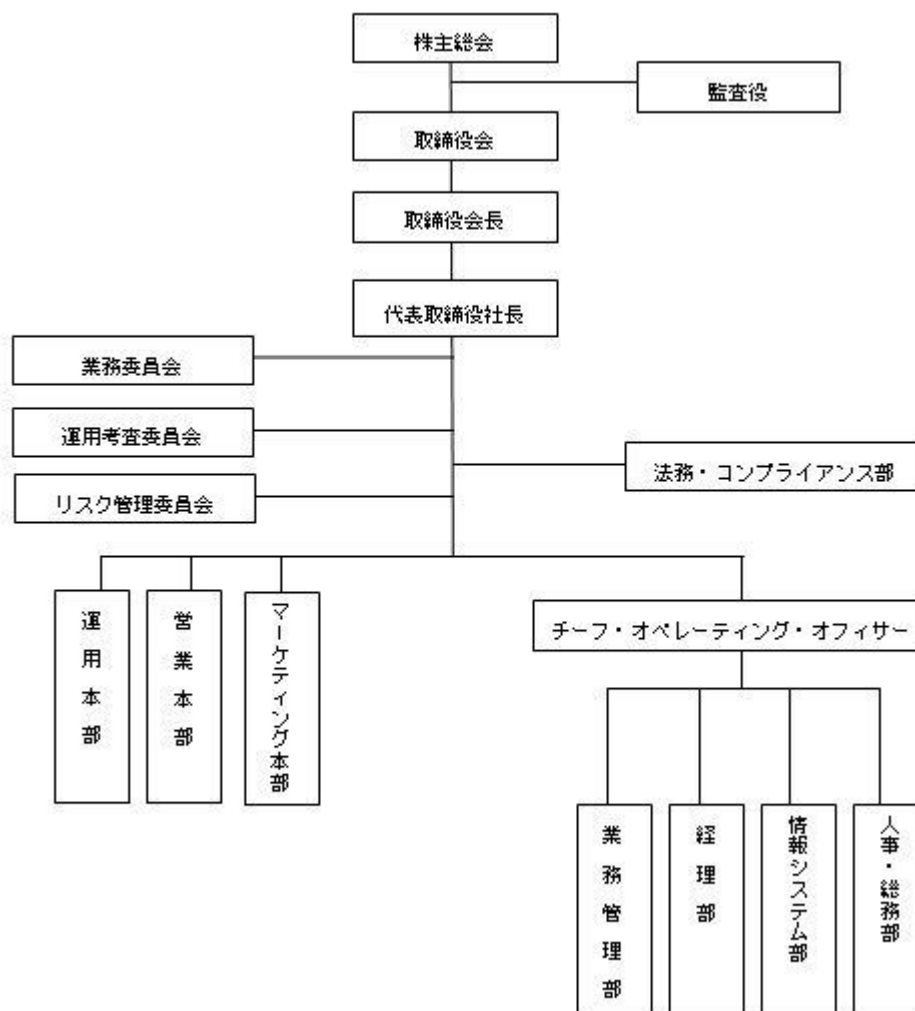
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成27年9月末日現在、資本金は250百万円です。なお、発行可能株式総数は12,000株であり、5,000株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の組織図（平成27年9月末日現在）



経営管理態勢

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上10名以内の取締役で構成し、監査役は2名以内とします。当社の取締役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任するものとし、累積投票によらないものとします。取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了のときに満了とし、補欠または増員により新たに選任され

取締役の任期は、前任者または現任者の残存期間とします。監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときに満了し、退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとします。

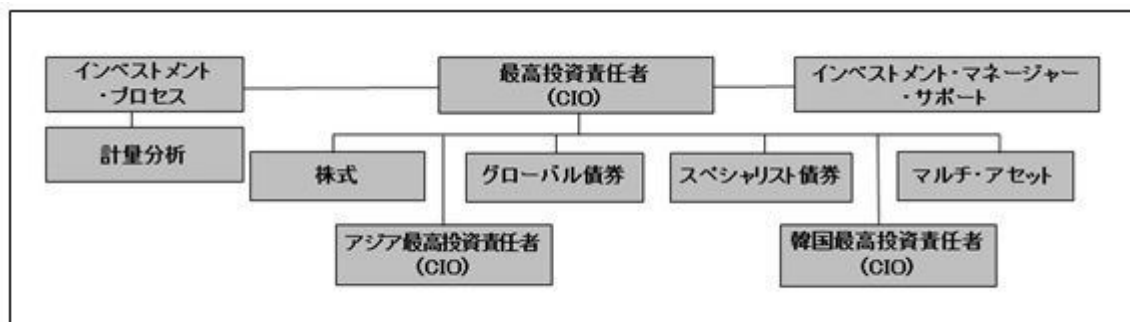
取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を選任するものとし、また必要に応じて取締役の中から会長1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役を選定することができます。取締役会は、代表取締役がこれを招集します。代表取締役がこれを招集できないときは、取締役会が定める他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日から3日前に各取締役および監査役にこれを発するものとします。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、これを短縮し、招集手続を経ないで、これを開くことができます。

取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長に事故があるときは、取締役会が定める他の取締役がこれに当たります。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行います。取締役会の議事ならびにその他法令に定める事項について議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または署名捺印あるいは電子署名し、当社にこれを保管するものとします。取締役会の議事録の写しは欠席取締役および欠席監査役に送付します。

運用の基本プロセス

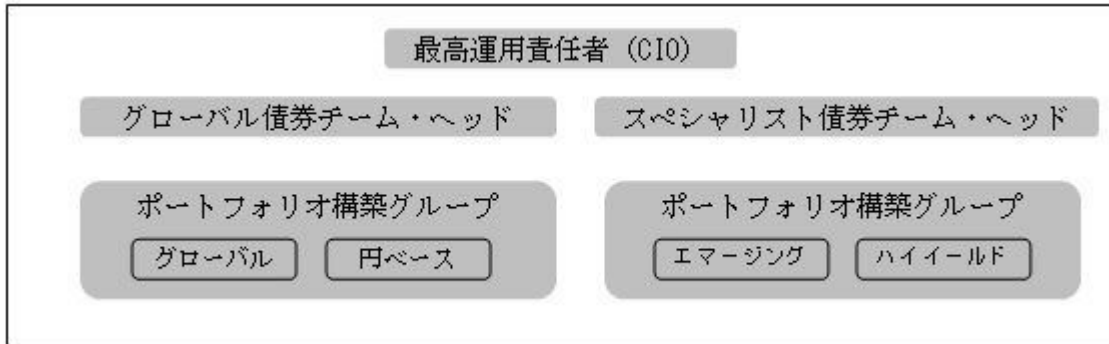
当社は、アジア(除く、日本)株式以外の世界の債券・株式の運用にあたっては、ロンドンに拠点を置くベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)に、アジア(除く、日本)株式の運用にあたっては、香港のベアリング・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド(香港法人)に、運用指図に関する権限の一部を委託(以下、「運用の外部委託先」)します。

当社が属するベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京等の世界の主要拠点に資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア株式、エマージング株式、債券・通貨等の運用プロフェッショナルを擁しており、以下の通りグローバルな運用体制を敷いています。



運用の外部委託先におけるポートフォリオ構築体制は以下のとおりです。

債券（通貨を含む）運用体制



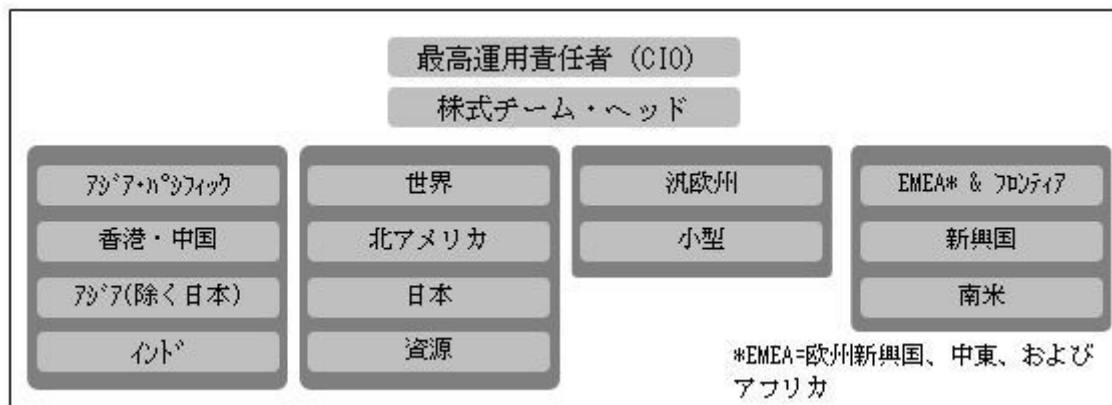
意思決定プロセスの概要

調査：ファンド・マネジャーおよびアナリストは各自担当する市場及び通貨についてトップダウンによる綿密なファンダメンタルズ調査を行います。これらの調査を基にマクロ経済に関する複数のグローバル・シナリオを作成します。

投資戦略の決定：各シナリオにおける金利・為替水準およびクレジットのスプレッド水準を予測し、主要市場の期待リターンを導き出します。シナリオ別の最適化とトラッキング・エラー分析を実行し、どのシナリオが実現してもリスクが限定されかつアウトパフォーマンスの確率の高いモデル・ポートフォリオを構築します。なお、取引の執行については、債券専任のトレーダーが行う体制です。

ポートフォリオの構築：モデル・ポートフォリオをファンドのガイドラインに沿って調整し、ポートフォリオを作成します。

株式の運用体制



成長見通しが株価に反映されていない銘柄を探し出し、所定のリスクに対して最も高いリターンをもたらす可能性のある銘柄を選択します。ここではベスト・アイデア（推奨銘柄）による確信度の高いポートフォリオとして表現される銘柄選択能力が極めて重要になります。

「成長性から見て株価が割安な銘柄」（Growth at a Reasonable Price、GARP）を投資哲学としています。企業の長期的な利益成長が株式市場のパフォーマンスの原動力であると考えており、市場に認識されていない成長機会を発掘するには、今後3年から5年で高い利益成長を達成する可能性が高いクオリティ銘柄を特定することが必要不可欠であると考えています。

投資プロセスの概要

投資アイデアの創出	・幅広い分野に広がるベアリングの投資プロフェッショナルによる確信度の高い投資アイデアの創出
企業調査	・市場により認識されていない今後3年から5年の成長性の探究
ポートフォリオの構築	・Quality(高い質), Growth(高い成長), Upside(株価上昇期待) ・高い確信度、高いアクティブ・シェア ・総合的なリスク分析
ポートフォリオのモニタリング	・我々の投資哲学および投資プロセスと一貫性が保たれていることを確認するための継続的なモニタリング

企業調査のフレームワーク

社内共通のフレームワークで調査対象銘柄のスコアリングを行い、投資銘柄の選定やモニタリングを実施します。

クオリティ(Quality) 安定的な 業績が持続可能	成長性(Growth) 長期的な アウトパフォーマンスが可能	上昇余地(Upside) 規律ある 利益割引アプローチにより測定
<ul style="list-style-type: none"> ● ビジネス <ul style="list-style-type: none"> - 競争力 - 効率性 - 安定性 ● 経営陣 <ul style="list-style-type: none"> - 高い経営能力 - コミットメント - 株主価値の最大化 ● 財務体質 	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去3年間の利益成長 ● 今後12ヶ月間の利益成長 ● 今後5年間の利益成長予想 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後5年間の予想利益の現在価値 ● 12ヶ月先予想PER <ul style="list-style-type: none"> - 過去との比較 - セクターとの比較 - 競合他社との比較 ● ROEに対するPBRの水準、資本コスト
Quality(1から5のスコア)	Growth(1から5のスコア)	Upside(1から5のスコア)

なお、取引の執行は、債券は債券専任の、株式は株式専任のトレーダーが行います。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に開催される運用考査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

(注) 運用体制等は平成27年9月末日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者である委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成27年9月30日現在、委託会社は、合計で22本（純資産総額2,610億円）のファンドの運用を行っ

ています。なお、親投資信託はファンド数および純資産総額の合計から除いています。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	22本	261,031,449,858円
合計	22本	261,031,449,858円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。また、当中間会計期間（自平成27年1月1日至平成27年6月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年12月31日）	当事業年度 （平成26年12月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	462,876	422,094
前払費用	19,274	20,119
未収委託者報酬	230,469	200,386
未収運用受託報酬	123,102	130,778
未収収益	* 1 14,328	* 1 15,668
繰延税金資産	65,625	52,514
その他の流動資産	3,937	2,921
流動資産合計	919,614	844,484
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	* 2 26,048	* 2 36,212
有形固定資産合計	26,048	36,212

無形固定資産		
電話加入権	1,850	1,850
ソフトウェア	29,454	32,027
無形固定資産合計	31,305	33,877
投資その他の資産		
長期差入保証金	55,704	53,353
長期前払費用	16	5
預託金	1,500	1,500
繰延税金資産	51,709	56,458
その他	1,000	-
投資その他の資産合計	109,930	111,317
固定資産合計	167,283	181,407
資産合計	1,086,898	1,025,891

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	4,185	4,635
未払手数料	* 1 167,082	* 1 140,027
未払委託調査費	* 1 16,621	* 1 19,920
その他未払金	40,326	59,089
リース債務	1,384	1,384
未払費用	25,830	23,875
賞与引当金	128,531	116,008
未払法人税等	91,939	3,215
未払消費税等	18,096	30,337
その他の流動負債	-	5
流動負債合計	493,997	398,498
固定負債		
リース債務	3,115	1,730
退職給付引当金	144,404	147,397
役員退職慰労引当金	10,877	793
固定負債合計	158,397	149,921
負債合計	652,395	548,420
純資産の部		
株主資本		

資本金	250,000	250,000
利益剰余金		
利益準備金	18,587	28,587
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	165,914	198,883
利益剰余金合計	184,502	227,471
株主資本合計	434,502	477,471
純資産合計	434,502	477,471
負債・純資産合計	1,086,898	1,025,891

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)		当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
営業収益				
委託者報酬		1,880,310		2,029,302
運用受託報酬		298,007		398,776
その他営業収益	* 1	50,521	* 1	76,983
営業収益合計		2,228,839		2,505,062
営業費用				
支払手数料	* 1	1,152,015	* 1	1,214,549
広告宣伝費		30,643		29,222
公告費		2,950		3,191
調査費		56,930		88,990
委託調査費	* 1	53,817	* 1	74,635
委託計算費		76,470		83,645
通信費		8,264		5,051
印刷費		17,404		23,004
協会費		2,138		2,750
営業費用合計		1,400,636		1,525,041
一般管理費				
役員報酬		19,360		26,848
給料・手当		186,005		238,431
賞与		119,989		113,452
交際費		2,312		3,189
旅費交通費		14,854		30,189
福利厚生費		33,883		44,587

人材募集費	6,560	23,100
業務関連委託費用	64,167	92,365
器具備品費	1,829	8,948
租税公課	3,700	3,915
不動産賃借料	53,070	70,907
固定資産減価償却費	11,724	16,860
退職給付費用	24,027	18,579
役員退職慰労引当金繰入額	1,440	1,627
諸経費	32,294	41,266
一般管理費合計	575,220	734,269
営業利益	252,982	245,751
営業外収益		
為替差益	-	1,756
受取利息	24	32
賞与引当金戻入額	-	10,040
法人税等還付加算金	3	1
雑収入	524	399
営業外収益合計	551	12,230
営業外費用		
為替差損	8,269	-
営業外費用合計	8,269	-
経常利益	245,265	257,981
特別損失		
特別退職金支出額	597	9,409
特別損失合計	597	9,409
税引前当期純利益	244,667	248,572
法人税、住民税及び事業税	145,574	97,241
法人税等調整額	47,140	8,361
法人税等合計	98,434	105,603
当期純利益	146,233	142,968

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金		
		その他利益剰余金	株主資本合計	

		利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	250,000	3,587	184,681	188,269	438,269	438,269
当期変動額						
剰余金の配当	-	15,000	165,000	150,000	150,000	150,000
当期純利益	-	-	146,233	146,233	146,233	146,233
当期変動額合計	-	15,000	18,766	3,766	3,766	3,766
当期末残高	250,000	18,587	165,914	184,502	434,502	434,502

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	250,000	18,587	165,914	184,502	434,502	434,502
当期変動額						
剰余金の配当	-	10,000	110,000	100,000	100,000	100,000
当期純利益	-	-	142,968	142,968	142,968	142,968
当期変動額合計	-	10,000	32,968	42,968	42,968	42,968
当期末残高	250,000	28,587	198,883	227,471	477,471	477,471

注記事項

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

器具備品 3年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

（2）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（3）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当期に帰属する額を計上しております。

す。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

1. 賞与引当金戻入額

賞与支給対象者のうち当期に退職した者に対して賞与の不支給を決定したことに伴う引当金の取崩額であります。

(貸借対照表関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
未収収益	12,825 千円	13,910 千円
未払手数料	72,781	60,903
未払委託調査費	16,621	19,920

2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
器具備品	149,449 千円	157,255 千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものは以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)
その他営業収益	45,868 千円	70,524 千円
支払手数料	226,388	253,706
委託調査費	53,795	74,629

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 6月28日 定時株主総会	普通株式	150,000	30,000	平成25年 3月31日	平成25年 7月17日

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株あたり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年 3月31日 定時株主総会	普通株式	100,000	20,000	平成25年 12月31日	平成26年 4月30日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

コピー機

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 （平成25年12月31日）	当事業年度 （平成26年12月31日）
1年以内	18,568	53,128
1年超	-	177,096
合計	18,568	230,224

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年12月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	462,876	462,876	-
(2)未収委託者報酬	230,469	230,469	-
(3)未収運用受託報酬	123,102	123,102	-
(4)未収収益	14,328	14,328	-

(5)長期差入保証金	55,704	55,704	-
資産計	886,481	886,481	-
(1)未払手数料	167,082	167,082	-
(2)未払委託調査費	16,621	16,621	-
負債計	183,704	183,704	-

当事業年度（平成26年12月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	422,094	422,094	-
(2)未収委託者報酬	200,386	200,386	-
(3)未収運用受託報酬	130,778	130,778	-
(4)未収収益	15,668	15,668	-
(5)長期差入保証金	53,353	53,353	-
資産計	822,281	822,281	-
(1)未払手数料	140,027	140,027	-
(2)未払委託調査費	19,920	19,920	-
負債計	159,947	159,947	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 未払手数料 (2) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	462,876	-	-	-
未収委託者報酬	230,469	-	-	-
未収運用受託報酬	123,102	-	-	-
未収収益	14,328	-	-	-
長期差入保証金	-	55,704	-	-
合計	830,777	55,704	-	-

当事業年度（平成26年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	422,094	-	-	-
未収委託者報酬	200,386	-	-	-
未収運用受託報酬	130,778	-	-	-
未収収益	15,668	-	-	-
長期差入保証金	-	53,353	-	-
合計	768,928	53,353	-	-

(有価証券関係)

前事業年度（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年12月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

前事業年度（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度を採用しております。但し、退職給付会計に関する実務指針（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
退職給付債務（千円）	144,404	147,397
退職給付引当金（千円）	144,404	147,397

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当事業年度 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)
退職給付費用（千円）	24,027	18,579

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

(ストックオプション関係)

前事業年度（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年12月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
流動の部		
(繰延税金資産)		
一括償却資産償却限度超過	353 千円	2,197 千円
未払事業税	6,598	462

未払費用否認	9,818	8,509
賞与引当金	48,854	41,345
繰延税金資産小計	65,625 千円	52,514 千円
固定の部		
（繰延税金資産）		
退職給付引当金	51,709 千円	52,532 千円
役員退職慰労引当金	4,134	282
ソフトウェア	-	3,925
繰延税金資産小計	55,844	56,740
評価性引当額	4,134	282
繰延税金資産合計	51,709 千円	56,458 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
法定実効税率		
(調整)	38.01 %	38.01 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.75	5.63
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	2.92
評価性引当金計上	0.22	2.88
その他	0.25	1.19
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.23 %	42.48 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年1月1日に開始する会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の38.0%から35.6%になります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は7,246千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(持分法損益等)

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）及び当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

当社は、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,880,310	298,007	50,521	2,228,839

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	合計
2,178,317	45,868	4,653	2,228,839

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	2,029,302	398,776	76,983	2,505,062

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	合計
2,428,078	70,524	6,458	2,505,062

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%	兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	45,868	未収収益	12,825
							運用委託契約	*2運用委託	226,388	未払手数料
						53,795			未払委託調査費	16,621

当事業年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%	兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	70,524	未収収益	13,910
							運用委託契約	*2運用委託	253,706	未払手数料
						74,629			未払委託調査費	19,920

(2) 兄弟会社等

前事業年度(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	799,963 千香港ドル	投資運用業	なし	兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	4,653	未収収益	1,502	
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	16,376	未払手数料	5,198
									21	未払委託調査費	6
事務代行契約の締結	*3事務代行手数料の支払	6,453	その他未払金	1,533							
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし	役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	13,830	その他未払金	4,966	

当事業年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	----------	-----------	------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	799,963千香港ドル	投資運用業	なし	兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	6,458	未収収益	1,758
						運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	17,878	未払手数料	4,512
								5	未払委託調査費	-
事務代行契約の締結	*3事務代行手数料の支払	8,615	その他未払金	2,801						
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス 会社	なし	役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	30,109	その他未払金	7,550

(注) 1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生しておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

* (1) 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。

* (2) 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

* (3) 事務代行手数料の支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。

* (4) システムサポートの支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。

2. 親会社に関する注記

Baring Asset Management Ltd.（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当事業年度 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり純資産額	86,900.46円	95,494.23円
1株当たり当期純利益金額	29,246.65円	28,593.77円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当事業年度 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)
当期純利益金額(千円)	146,233	142,968
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益金額 (千円)	146,233	142,968
期中平均株式数(千株)	5	5

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期末
(平成27年6月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金		354,756
前払費用		17,469
未収委託者報酬		209,013
未収運用受託報酬		106,529
未収収益		21,188
繰延税金資産		52,514
その他流動資産		1,012
流動資産計		762,483
固定資産		
有形固定資産	*1	
器具備品		37,147
有形固定資産計		37,147
無形固定資産		
電話加入権		1,850
ソフトウェア		28,701
無形固定資産計		30,551
投資その他の資産		
長期差入保証金		53,779
長期前払費用		0
預託金		1,500
繰延税金資産		56,458
その他		1,000
投資その他の資産計		112,737
固定資産計		180,437
資産合計		942,920

(単位：千円)

当中間会計期末
(平成27年6月30日)

負債の部

流動負債

預り金	7,809
未払手数料	146,227
未払委託調査費	19,446
その他未払金	37,435
リース債務	1,384
未払費用	26,221
賞与引当金	29,499

未払法人税等		61,627
未払消費税等	*2	14,720
その他流動負債		10
流動負債計		344,383
固定負債		
リース債務		4,966
退職給付引当金		128,648
役員退職慰労引当金		1,395
固定負債計		135,009
負債合計		479,392
純資産の部		
株主資本		
資本金		250,000
利益剰余金		
利益準備金		38,587
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		174,939
利益剰余金計		213,527
株主資本計		463,527
純資産合計		463,527
負債・純資産合計		942,920

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自 平成27年 1月 1日
		至 平成27年 6月 30日)
営業収益		
委託者報酬		977,533
運用受託報酬		202,059
その他営業収益		36,359
営業収益計		1,215,952
営業費用		
支払手数料		581,287
広告宣伝費		17,589
調査費		
調査費		42,018
委託調査費		38,964
委託計算費		41,257

営業雑経費		
通信費		2,397
印刷費		14,495
協会費		1,237
営業費用計		739,248
一般管理費		
給料		
役員報酬		21,965
給料・手当		112,603
賞与		13,502
交際費		1,591
旅費交通費		12,223
福利厚生費		21,051
人材募集費		11,347
業務関連委託費用		52,757
器具備品費		122
租税公課		434
不動産賃借料		35,298
固定資産減価償却費	*1	9,796
退職給付費用		9,543
役員退職慰労引当金繰入額		601
諸経費		22,086
一般管理費計		324,924
営業利益		151,779
営業外収益		
受取利息		16
その他		351
営業外収益計		367
営業外費用		
為替差損		1,083
営業外費用計		1,083
経常利益		151,064
特別損失		
特別退職金支出額		3,530
固定資産除却損		46
特別損失計		3,577
税引前中間純利益		147,486
法人税,住民税及び事業税	*2	61,430

中間純利益

86,056

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	250,000	28,587	198,883	227,471	477,471	477,471
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	10,000	110,000	100,000	100,000	100,000
中間純利益	-	-	86,056	86,056	86,056	86,056
当中間期変動額 合計	-	10,000	23,943	13,943	13,943	13,943
当中間期末残高	250,000	38,587	174,939	213,527	463,527	463,527

注記事項

(重要な会計方針)

項目	当中間会計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 器具備品 3～15年</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。</p>

2. 引当金の計上基準	<p>(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。</p> <p>(2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(3)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成27年6月30日 現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 器具備品	148,625千円
*2 消費税等の取扱い 仮受消費税及び仮払消費税は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年6月30日)	
*1 減価償却実施額 有形固定資産 無形固定資産	4,368千円 5,428千円
*2 当中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間末 (平成27年6月30日 現在)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間 会計期間末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年 3月31日 定時株主総会	普通株式	100,000	20,000	平成26年 12月31日	平成27年 4月30日

(リース取引関係)

当中間会計期間
(自 平成27年1月 1日
至 平成27年6月30日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

コピー機

(2)リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料（解約不能のもの）

1年以内 53,128 千円

1年超 44,274

合計 97,402 千円

(金融商品関係)

当中間会計期間
(自 平成27年1月 1日
至 平成27年6月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	354,756	354,756	-
(2) 未収委託者報酬	209,013	209,013	-
(3) 未収運用受託報酬	106,529	106,529	-
(4) 未収収益	21,188	21,188	-
(5) 長期差入保証金	53,779	53,779	-
資産計	745,265	745,265	-
(1) 未払手数料	146,227	146,227	-
(2) 未払委託調査費	19,446	19,446	-
負債計	165,674	165,674	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 未払手数料 (2) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間
(自 平成27年1月 1日
至 平成27年6月30日)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	977,533	202,059	36,359	1,215,952

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	合計
1,179,593	32,778	3,581	1,215,952

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年6月30日)
1株当たり純資産額	92,705.49円
1株当たり中間純利益	17,211.25円

(注)

- 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。
- 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当中間会計期間
(自 平成27年1月 1日
至 平成27年6月30日)

中間純利益（千円）	86,056
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	86,056
期中平均株式数（千株）	5

(重要な後発事象)

当中間会計期間 （自 平成27年1月 1日 至 平成27年6月30日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成25年6月28日付で、決算期を3月31日から12月31日とする定款変更を行いました。これに伴い平成25年度の事業年度は平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヶ月間となります。

平成26年5月7日付で、社長選任に係る手続きを一部変更するための定款変更を行いました。

平成26年11月4日付で、取締役の任期を変更するための定款変更を行いました。

平成27年3月31日付で、取締役会議長を取締役会長とする定款の一部変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

野村信託銀行株式会社

資本金の額

平成27年3月末日現在、30,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

a . 名称	b . 資本金の額 (注1)	c . 事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
豊証券株式会社	2,540百万円	
フィデリティ証券株式会社	6,707百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
株式会社筑波銀行	48,868百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社大垣共立銀行	36,166百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	

(注1) 平成27年3月末日現在。

(3) 投資顧問会社

名称

ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（香港法人）（当ファンドが主として投資するマザーファンドに関する投資顧問会社）

資本金の額

平成27年9月末日現在、799,963,640香港ドル：12,383,437,147円（円換算レートは1香港ドル＝15.48円：平成27年9月30日三菱東京UFJ銀行公表のTTM）

事業の内容

投資顧問業

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、受益権設定にかかる振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する事務を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドが主として投資するマザーファンドにおいて、委託会社より運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用指図を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（香港法人）は、委託会社の親会社であるベアリング・アセット・マネジメント（アジア）ホールディングズ・リミテッドの子会社です。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成27年 4月 7日	臨時報告書
平成27年 6月26日	有価証券届出書
平成27年 6月26日	有価証券報告書
平成27年 7月13日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年3月13日

ベアリング投信投資顧問株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 安藤 通 教 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリング投信投資顧問株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベアリング投信投資顧問株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年11月16日

ベアリング投信投資顧問株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 竹内 知 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）」の平成27年3月28日から平成27年9月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）」の平成27年9月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ベアリング投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年9月18日

ペアリング投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 安藤 通 教 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているペアリング投信投資顧問株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ペアリング投信投資顧問株式会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。